

① 許可申請書

図書の名称	明示すべき事項	縮尺	備考												
設計説明書	<ul style="list-style-type: none"> ・設計の方針 ・申請区域内の土地の現況 ・土地利用計画 ・公共施設計画等 														
設計の概要(自己用)	<ul style="list-style-type: none"> ・設計の方針 ・申請区域内の土地の現況 ・法第 34 条各号に適合する理由 														
開発区域位置図	<ul style="list-style-type: none"> ・申請区域とその位置(赤枠) ・主要道路 ・主要交通機関からの経路名称 ・排水先の河川・下水・排水路の経路 ・学校、その他目標となる地物 	1/50000 以上	・開発審査会諮問案件の場合に添付												
開発区域図	<ul style="list-style-type: none"> ・方位 ・地形 ・申請区域の位置及び境界(赤枠) ・主要道路 ・排水先の河川・下水・排水路の経路 ・消防水利の位置及び包含範囲 	1/2500 以上	・都市計画図で作成のこと												
現況図	<ul style="list-style-type: none"> ・方位 ・地形 ・申請区域の境界(赤枠) ・申請区域内及びその周辺の公共施設並びに高さ 10m 以上の健全な樹木又は樹木の集団及び高さ 1m を超える切土又は盛土部分の表土の状況 	1/2500 以上	・申請地内の給排水施設も明示すること												
土地の公図の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・方位 ・申請区域の境界(赤枠) ・土地の地番並びに形状 ・隣接地所有者 		・写しの場合は、写した者の記名のこと												
実測図又は求積図		1/500 以上													
実測図に基づく公共施設の新旧対照図	<ul style="list-style-type: none"> ・方位 ・申請区域の境界(赤枠) ・既存・新設の公共施設の位置及び対照番号・色別は次のとおり。 <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td></td> <td>(新設)</td> <td>(既存)</td> <td>(廃止)</td> </tr> <tr> <td>道路</td> <td>赤</td> <td>茶</td> <td>黄</td> </tr> <tr> <td>水路</td> <td>緑</td> <td>青</td> <td>空</td> </tr> </table>		(新設)	(既存)	(廃止)	道路	赤	茶	黄	水路	緑	青	空	1/500 以上	・既存、新設の公共施設がある場合に限る
	(新設)	(既存)	(廃止)												
道路	赤	茶	黄												
水路	緑	青	空												

<p>土地利用計画図 (配置図)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・方位 ・申請区域の境界(赤枠) ・工区界 ・公共施設の位置及び形状 ・擁壁、がけの位置及び擁壁の種別 ・既存道路の位置・形状・幅員・(建築基準法上の)種別 ・新設道路の位置・形状・幅員・勾配 ・宅地の地盤高及び面積 ・隣接地の地盤高・予定建築物等の敷地の形状及び用途 ・公益施設又は樹木若しくは樹木の集団並びに緩衝帯の位置及び形状 ・区域外の関連する承認工事等の範囲 ・建ぺい率、容積率 	<p>1/1000 以上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・造成計画平面図等と併せて図示可
<p>造成計画平面図</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・方位 ・申請区域の境界(赤枠) ・工区界 ・地形(等高線など) ・切土(茶色)若しくは盛土(緑色)をする土地の部分 ・擁壁、がけの位置及び擁壁の種別 ・擁壁の底版線 ・既存道路の位置・形状・幅員・(建築基準法上の)種別 ・新設道路の位置・形状・幅員・勾配 ・宅地の地盤高及び面積 ・縦横断線の位置と記号 ・30cm以上の盛土、切土をする範囲及び面積 	<p>1/1000 以上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・土地利用計画図等と併せて図示可 ・切土又は盛土をする土地の部分で、表土の復元等の措置を講ずるものがあるときはその部分を図示すること ※盛土規制法の許可を要する規模(30cm以上の盛土、切土をする面積が以下の場合)の場合は、盛土規制法のみなし許可となります 〈宅地造成等規制区域〉 500㎡超え 〈特定盛土規制区域〉 3000㎡超え
<p>造成計画断面図</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・切土(茶色)又は盛土(緑色)をする前後の地盤面 ・擁壁、がけの位置 ・地盤高 	<p>1/1000 以上</p>	
<p>道路縦断図</p>	<p>測点、勾配、計画高、地盤高、単距離 追加距離、縦断曲線、平面曲線</p>	<p>1/500 以上</p>	
<p>道路横断図</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・路面、路盤の詳細 ・道路側溝の位置、形状及び寸法 ・埋設管の位置 ・道路幅員及び横断勾配 	<p>1/50 以上</p>	
<p>排水施設計画平面図 (汚水・雨水)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・排水施設の区域界及び排水施設の位置、種類、材料、形状、勾配、水の流れの方向、吐口の位置、放流先の名称、排水施設の記号、集水系統ブロックの記号 ・雨水の最終柵に新設・既設の旨 	<p>1/500 以上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・土地利用計画図等と併せて図示可

排水施設縦断図 (汚水・雨水)	<ul style="list-style-type: none"> マンホールの記号、種類、位置及び深さ マンホール間の距離 排水渠勾配、管径、土被り、管底高、計画地盤高及び地盤高 	1/500 以上	<ul style="list-style-type: none"> 本管新設の場合 	
排水施設構造図 (汚水・雨水)	<ul style="list-style-type: none"> 構造詳細図(開渠、暗渠、落差工、マンホール、雨水柵、吐口、公共施設との接続部分(最終柵泥ダメ深さ・取付管管種口径)) 	1/50 以上	<ul style="list-style-type: none"> 終末処理施設を設置する場合は別に図書を添付すること 	
給水施設計画平面図	<ul style="list-style-type: none"> 給水施設の位置、種類及び取水方法 	1/500 以上	<ul style="list-style-type: none"> 土地利用計画図等と併せて図示可 	△
防火水槽構造図		1/50 以上		
がけの断面図	<ul style="list-style-type: none"> がけの高さ、勾配及び土質(土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及び地層の厚さ) 切土又は盛土する前の地盤面及びがけ面の保護の方法 	1/50 以上	<ul style="list-style-type: none"> 切土をした土地の部分に生ずる高さが2mを超えるがけ、盛土をした土地の部分に生ずる高さが1mを超えるがけ又は切土と盛土とを同時にした土地の部分に生ずる高さが2mを超えるがけについて作成すること 擁壁で覆われるがけ面については、設計条件を示すこと 	
擁壁の断面図	<ul style="list-style-type: none"> 擁壁の寸法及び勾配 擁壁の材料の種類、寸法、裏込コンクリートの寸法 透水層の位置及び寸法 擁壁を設置する前後の地盤面 基礎地盤の土質・水抜き穴の寸法、間隔 基礎杭の位置、材料及び寸法 構造計算書(練積造は除く)又は大臣認定書の写し(名古屋市型は標準図) 	1/50 以上		
擁壁の背面図 (展開図)	<ul style="list-style-type: none"> 擁壁の寸法及び見かけ高さ、水抜き穴の位置・材料及び内径、前面及び背面の地盤線、根入れ深さ、目地の位置、隅角補強の位置 	1/50 以上	<ul style="list-style-type: none"> 基礎地盤の必要地耐力を確認する旨を記載すること 	
防災工事計画平面図	<ul style="list-style-type: none"> 方位、等高線、計画道路線、段切位置 ヘドロ除去位置、除去深さ 防災施設の位置、形状、寸法、名称 流土計画 工事中の雨水排水経路 防災措置時期及び期間 	1/1000 以上	<ul style="list-style-type: none"> 原則として1ha以上の造成の場合に添付 	
防災施設構造図		1/100 以上	<ul style="list-style-type: none"> 原則として1ha以上の造成の場合に添付 	
流量計算書	<ul style="list-style-type: none"> 開発区域の雨水に対する区域内排水施設の検討 区域外の接続先公共施設の能力検討 		<ul style="list-style-type: none"> 原則として1ha以上の造成の場合又は宅地造成区域内で1500㎡を超える場合に添付 	

	・流域図の添付		・調整池を設置する場合には、その容量の計算書を添付	
予定建築物の平面図及び立面図		1/200 以上	[既存建築物がある場合] ・既存建築物の平面図も添付 ・建築士による建築基準法適合の旨を記載	
公共施設の所有者及び管理者の同意書			・法第 32 条 ・同意書の写しを添付	
公共施設一覧表	新設、付替、廃止する公共施設			
開発行為施行同意書	・施行の妨げとなる権利(所有権、抵当権等)を有する者の同意 ・建築物及び工作物の所有権のわかる書類(建物登記、課税証明など)		・法第 33 条第 1 項第 14 号 ・実印で押印すること	
開発区域内の土地の登記事項証明書			・原本であること	
資金計画書	収支計画、年度別資金計画		・省令第 16 条第 5 項	※ ☆
申請者の資力・信用に関する申告書	添付書類 以下の納税証明書 ・法人税又は所得税 ・法人事業税及び特別法人事業税又は地方法人特別税(個人の場合は個人事業税) ・都道府県民税		・市様式第 1 号	※ ☆
工事施工者の能力に関する申告書	添付書類 ・法人の登記事項証明書(個人の場合は住民票抄本)		・市様式第 2 号 ・工事施工者とは開発行為に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事を施行する者をいう。 ・申告者は申請者としてください。	※ ☆
設計者資格申告書	添付書類 ・資格を証する書類		・宅造区域内においては、1,500 m ² を超える場合、高さが5mを超える擁壁を設置する場合に添付 ・申告者は申請者としてください。	▲
法第 34 条各号に適合することを証する書類	許可基準に応じた必要書類		・詳しくは、法第 34 条各号の必要書類をご覧ください。	
委任状	代理人の資格		・申請の手続きを委任した場合に添付 ・正本のみに添付・市様式第 24 号	
申請者の法人登記事			・原本であること	

項証明書(申請者が個人の場合は住民票)			
他法令による許可証等の写し	承認工事、占用工事、砂防法、区画整理法等		
その他必要と認めた書類	<ul style="list-style-type: none"> ・現況写真(申請区域の全景、接道部分、排水先の水路等の部分) ・誓約書 ・隣地承諾書の写し (公図上で申請区域と接している土地) ・承諾書の写し (申請地の総代、生産組合長) 		<ul style="list-style-type: none"> ・その他の書類は必要に応じてお願いする場合があります。詳しくは担当までおたずねください。

- 備考 1 △は、自己居住用の場合不要
2 ※は、自己業務用(1ha 以上)及びその他の場合必要
3 ▲は、1ha 以上の場合必要
4 ☆は、工事内容が盛土規制法の許可を要する規模の場合
5 該当するものがない場合は、添付する必要はありません。
6 設計図書には、作成者が記名すること。(規則第 16 条第 6 項)

② 着手届

- ・添付図書 工事工程表(開発区域が 1ha 未満を除く)

③ 完了届

- ・添付図書

ア 工事写真

- ・着手前及び完了後

- ・工程 工事完了後確認できなくなる部分(擁壁基礎、配筋、躯体、裏込め、暗渠など)は必ず撮影してください。

イ 確定測量図(公共施設を設置した場合のみ)

※「開発許可を受けられた方へ」、「開発・宅造工事許可擁壁施工管理チェックシート」を参照してください。

④ 建築制限等解除申請書

図書の名称	明示すべき事項	縮尺	備考
開発区域位置図	<ul style="list-style-type: none"> ・申請区域とその位置(赤枠) ・主要道路 ・主要交通機関からの経路名称 ・排水先の河川・下水・排水路の経路 ・学校、その他目標となる地物 	1/2500 以上	
土地利用計画図	<ul style="list-style-type: none"> ・方位 ・申請区域の境界(赤枠) ・工区界 ・公共施設の位置及び形状 ・予定建築物等の敷地の形状及び用途 ・公益施設又は樹木若しくは樹木の集団並びに 緩衝帯の位置及び形状 	1/300 以上	
配置図	申請区域内の予定建築物(工作物)の位置		

予定建築物の 平面図及び立面図		1/200 以上	
--------------------	--	----------	--

⑤ 地位の承継承認申請書(特定承継人の場合)

・添付図書

ア 土地の所有権その他開発行為に関する工事を施行する権限を取得したことを証する書類

イ 資金計画書(省令第16条第5項)

ウ 開発行為施行同意書(法第33条第1項第14号)

エ 申請者の資力及び信用に関する申告書

・法人の登記事項証明書(個人の場合は、住民票)

・法人税(個人の場合は所得税)、法人事業税及び特別法人事業税又は地方法人特別税(個人の場合は個人事業税)並びに都道府県民税の納税証明書

⑥ 承継届(一般承継人の場合)

・添付図書 承継したことを証する書類

⑦ 廃止届

・添付図書

ア 当該工事の廃止の理由及び廃止に伴う措置を記載した書類

イ 工事に着手している場合は、廃止時の当該土地の現況(縮尺1/1000以上のもの)
及び今後の用途を示した図書

ウ 法29条の許可証の原本

⑧ 取下届